

インドネシアにおける特定原産地証明書の通関トラブルについて（続報）

平成 22 年 9 月 1 日

日本商工会議所国際部

標記の件につきましては、6月10日付け文書にて、注意を呼び掛けているところですが、このほど、インドネシア現地において、船積み日（B/L日付）より以前に承認された原産地証明書も通関される状況（従来の運用）に戻ったとの情報が、経済産業省ホームページに掲載されましたのでお知らせいたします。

なお、万が一、「船積み日より以前に発給された原産地証明書が、現地の税関で受け入れられなかった」というような状況が発生しました際は、日商国際部または各事務所にお知らせいただければ幸いです。

■経済産業省ホームページ

日インドネシア経済連携協定のインドネシアにおける通関トラブルについて（追加情報①）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html